

令和 7 年 7 月 定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和 7 年 7 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開会 午前 1 1 時 1 4 分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、岩澤千恵子教育長職務代理者、 上野幸子委員、飯田昌利委員、可知良之委員
	欠 席	なし
説明のため出席 した者の氏名・ 職名	今野教育政策部長、成田参事兼教育総務課長、佐野理事兼学校教育課長 、土崎参事兼生涯学習課長、大熊学校教育課副課長、高橋学校教育課副 課長	
会 議 書 記	石田教育総務課主事	
傍 聴 人	3 人	
会 議 内 容	議 題 第 2 8 号議案 志木市立小・中学校における働き方改革基本方針の 改定について 第 2 9 号議案 志木市社会教育委員の委嘱について 協議事項 志木市立学校設置条例の一部改正における意見公募手続の実施につ いて 報告事項 専決処分について（志木市教育委員会職員人事） その他	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○柚木教育長

令和7年7月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可した。

＊＊ 傍聴人 入場 ＊＊

議事録署名委員に可知委員を指名した。

会議書記に石田主事を指名した。

6月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎教育委員会報告

○今野教育政策部長

令和7年6月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 6月25日 志木第四小学校修学旅行（26日まで）
宗岡第二小学校宿泊学習（27日まで）
- ・ 6月27日 令和7年度小中学校人事課市町教育委員会訪問
- ・ 6月30日 南部教育事務所総務・人事・学事担当学校訪問（志木第三小学校・宗岡中学校）
複数・少人数指導体制推進事業検証委員会
- ・ 7月 1日 令和7年志木市議会6月定例会開会
- ・ 7月 3日 志木第三小学校修学旅行（4日まで）
- ・ 7月 4日 令和7年志木市議会6月定例会 総括質疑
- ・ 7月 5日 田子山富士塚山開き式典
- ・ 7月 9日 宗岡第四小学校宿泊学習（11日まで）
- ・ 7月10日 定例校長会
- ・ 7月11日 令和7年志木市議会6月定例会 一般質問（14日・15日）
- ・ 7月14日 チアダンス世界大会優勝者 表敬訪問
- ・ 7月15日 志木第二小学校宿泊学習（17日まで）
- ・ 7月16日 部落解放北足立郡協議会 同和対策推進会議
- ・ 7月17日 いろは遊学館等運営審議会委嘱状交付式
- ・ 7月18日 市内小・中学校1学期終業式
- ・ 7月19日 非行・薬物乱用防止キャンペーン
郷土芸能フェスティバル（20日まで）
- ・ 7月22日 サマーイングリッシュ
令和7年志木市議会6月定例会 閉会
ベーシックサポート事業（志木中学校・宗岡中学校）（24日まで）
ベーシックサポート事業（宗岡第二中学校）（25日まで）

- ・ 7月23日 志木第三小学校宿泊学習（25日まで）
- ・ 7月24日 第45回全日本バレーボール小学生大会出場者 表敬訪問

令和7年志木市議会6月定例会について
教育委員会への一般質問の答弁内容について説明

教育長発議

○柚木教育長

第29号議案 志木市社会教育委員の委嘱について、及び報告事項 専決処分について（志木市教育委員会職員人事）は、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、第29号議案及び報告事項については、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第29号議案及び報告事項については、非公開案件であるため会議の最後に審議することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎第28号議案 志木市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について

○柚木教育長

第28号議案 志木市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について、説明を求める。

○高橋学校教育課副課長

平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、及び文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、埼玉県教育委員会が令和元年に定めた「学校における働き方改革基本方針」を参考に、志木市教育委員会では、令和2年に「志木市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定し、教育委員会及び各学校において働き方改革の推進に努めてきた。これまでの取り組みにより、教職員の在校時間は少しずつ減少しているが、月45時間、年360時間を上限とする目標値達成には至っていない。埼玉県教育委員会では、学校における働き方改革基本方針を令和7年4月に改定し、在校時間短縮等の目標達成に向け、県、市町村、学校が一体となって取り組むこととした。本市においても県教育委員会と同じ目標を掲げ、教育委員会及び各学校の取り組みをより具現化し教職員の働き方改革を推進するため、本基本方針を改正するものである。

○**柚木教育長**

質問はあるか。

○**委員**

今回の改定で教職員の在校時間が短縮されることにより、子どもたちが不利益を得るのではなく、子どもたちへのより良い教育を実現するために働き方改革が徹底されることが大切であると感じた。また、資料にAIドリルの整備やデジタル採点システムの導入とあるが、これらはすでに存在しているものなのか。

○**高橋学校教育課副課長**

AIドリル及びデジタル採点システムについては、既にシステムとして存在しているものである。

○**委員**

埼玉県は教職員の育成としてキャリア段階を3つに分けている。働き方改革の推進において、キャリアを十分に積んだいわゆるベテラン層の教員は、これまでの経験から、効率よく業務を行うことができるため問題はないと思う。次に中堅層にある教員は、後輩の指導も行いつつ自身のキャリアアップを図らなければならないため、在校時間が超過してしまう傾向にある。最も課題となるのは若手の職員で、さまざまな業務で時間がかかってしまうが、現状の働き方改革では時間外に作業したくても難しい状態のため、教員の資質向上が図れないのではないかと感じた。教員の在校時間の短縮を目指しつつ、教員以外ができる業務は任せる職場環境作りや、勤務時間内に全てのキャリア段階の教員が研修を受けられるような仕組み作りができると良いと思う。

○**高橋学校教育課副課長**

基礎的な技能を高めるため、自身の資質向上のために研修に参加し、在校時間が長くなる傾向は少なからずあるが、さまざまな業務でオンラインの実施や電子化等が推進された結果、研修のために多くの時間が割かれたり、業務へ大きな影響が出ることは少なくなっている。今後も研修の時間を確保するためにも、他の業務の効率化を進めていきたい。

○**委員**

中学校教員の在校時間がかなり多いが、本市の部活動地域移行はどの程度進んでいるのか。

○**佐野理事兼学校教育課長**

生涯学習課やさまざまな市内連盟と連携し、受け皿となってくれるような母体や指導者を模索している状況である。県では一つの選択肢として、教職員が副業という形で部活動指導に取り組むことを視野に入れているが、本市としては働き方改革との整合性を測りかねている状況である。国や県の方針に則り、市として部活動の地域展開が進むよう今後も努力していく。

○委員

中学校教員の在校時間については「部活動や進路指導といった業務の枠組そのものから改革が求められている」とあり、進路指導は生徒の進路を決めるため、非常に大変な業務であると思うが、具体的にどのような活動が時間外勤務に結びついているのか。

○高橋学校教育課副課長

進路指導の主な業務内容については、生徒との面談や面接練習、資料作成、教員間での会議等があり、積み重なることにより担当教員への負担は大きいと認識している。

○委員

教育現場もさまざまな変化があるなかで、進路に関する業務においてもシステム化やデジタル化は進んでいるのか。

○佐野理事兼学校教育課長

受験の出願等、さまざまな点でデジタル化が進んでいることは認識しているが、具体的な内容については確認し、改めて報告させていただきたい。

○委員

進路指導では、本来は勤務時間内に行うべき業務を、時間外にせざるを得ない状況が多々あり、生徒指導においては、勤務時間外に起きた生徒に起因するさまざまな問題について、本来学校が対応すべきではないとされている。働き方改革の推進も大切であるが、時間外勤務を理由に生徒のための業務を疎かにしないよう、改善や工夫が必要であると感じる。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第２８号議案 志木市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第２８号議案 志木市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定については、原案のとおり可決された。

◎協議事項 志木市立学校設置条例の一部改正における意見公募手続の実施について

○大熊学校教育課副課長

今回の意見公募手続は、小中一貫教育基本方針や小中一貫教育推進計画に則り、令和9年度から志木第二中学校区の3校を義務教育学校とすることから、学校設置条例の一部を改正したいため、意見公募手続を行うものである。意見公募の期間は8月1日からの30日間で、市内在住者以外にも市内在勤者や在学者等、幅広く対象としている。その他詳細については資料のとおりである。

◎その他

小・中学校1学期の様子について

○佐野理事兼学校教育課長

4月8日の始業式、入学式は、今年度から開催時刻を変更して行われた。小学校を午前、中学校を午後の開催としたことで、小学校の校長や、元担任の教員が中学校の入学式へ参加できる状況となり、中学生の新たな節目に立ち会うことができた。また、宗岡みらい学園では3校合同でオンラインでの始業式を行う等、各校それぞれが小中一貫教育を主体的に進めることができたと考えている。また、1学期に予定していた運動会、体育祭や修学旅行等の大きな行事は、全校事故等なく無事に終了することができ、市教委の取組では教職員の授業力向上や学校管理支援を目的とした学校訪問を実施した。今後も志木市の教職員がそれぞれ課題意識を持ち、事業改善や事務管理に取り組めるよう支援していく。2学期の開始は41日間の夏休みを終え、8月29日からとなる。

○委員

オンラインの始業式について、具体的にはどのように行われたのか。

○佐野理事兼学校教育課長

始業式自体は各校でも行ったが、今年度から新たに進めていく宗岡みらい学園について、統括校長から挨拶があったと伺っている。子どもたちみんなで作りあげていく学園にするために、児童生徒や教職員と新たなスタートをきりたいという校長の思いがあったのだと思う。

防災キャンプについて

○佐野理事兼学校教育課長

学校運営協議会が主催し、学校や市職員の協力のもと、災害時には学校が避難所になることや、実際にどのような行動が必要となるのか等の周知を目的に、宗岡第四小学校にて防災キャンプを実施する計画となっている。対象は小学校四年生の児童とその家族で、日程等詳細については資料のとおりとなっている。市教委としても、災害時にどのような場面でどのような支援ができるのか、研究する機会としたい。

○委員

実際に体験していないと、本当に必要となった時に動くことができないと思うので、今回

の体験を良い機会としていただきたい。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊＊ 傍聴人 退場 ＊＊

◎第２９号議案 志木市社会教育委員の委嘱について

※第２９号議案については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第２９号議案 志木市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎報告事項 専決処分について（志木市教育委員会職員人事）

※報告事項については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、公表しない。

教育長

会議録署名委員

（※署名は原本）